

令和7年度事業計画

(事業方針)

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に基づき、農地中間管理機構を通じた貸借への一本化については、令和7年4月1日から完全施行され、地域計画に定められた「目標地図」の実現に向け事業を推進することとなった。

本県においては農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の拡大が懸念されており、優良農地の確保が重要な課題である。課題解決のためには、農業委員・農地利用最適化推進委員による最適化活動等との連携を図り、担い手への農地集積及び集約を進めることが求められている。

このような状況の中、当公社では令和7年度から各地域に「農地相談員」を配置し、広域的な農業経営を行う担い手に対して農地集積を支援するなど、新たな体制により農地貸借を推進していく。

また果樹栽培が盛んな本県においては、農地売買による長期的な営農を支援することも重要であり、「特例事業」の積極的な活用を推進するとともに、基盤整備事業を活用した農地利用集積への働きかけや、県が実施する「和歌山版農地再生活用支援事業」と連携した遊休農地の解消にも取り組む。

さらに、担い手育成事業の一環として、青年農業者等育成センターでは、県及び関係機関との協力体制の下、新規就農支援や就農促進活動を進めています。これにより、経営感覚に優れた意欲あふれる農業者の確保と育成を目指す。

1 運営

(1) 理事会の開催

事業計画（実績）及び予算（決算）等について審議するため、通常理事会を開催するほか、必要に応じ臨時理事会を開催する。

(2) 評議員会の開催

一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項の審議をするため、定時評議員会を開催するほか、必要に応じ臨時評議員会を開催する。

(3) 評価委員会の開催

客観的かつ中立公正な観点から、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を聴取するため開催する。

(4) 監査会の開催

事業実績並びに収支決算関係について監査を受けるため開催する。

(5) その他

必要に応じ、事業推進等に関し県当局等と連携し打ち合わせ会議を開催する。

2 事業計画

(1) 農地中間管理事業

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を借り入れて中間保有し、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を貸し付ける事業を実施する。

ア 農地等の借入、貸付

令和7年度末時点における 借入合計面積（ストックベース）	備 考
1450ha	農林業センサス結果（2015, 2020年）および 過去の実績を勘案

イ 事業の推進活動

- ・基盤整備事業と連携した重点地区設定と農地掘り起こし活動の推進
- ・各市町村・JA等関係機関との連携促進
- ・事務体制の改善（農地中間管理事業業務処理システムの運営）

(2) 特例事業（売買事業）

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を買い入れて、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を売り渡す事業を実施する。

ア 農地等の買い入れ

農 地 等			備 考
件 数	面 積	価 格	
21 件	4.5 ha	77,400 千円	国庫18件、4.0ha、72,400千円 県 3件、0.5ha、5,000千円

イ 農地等の売渡し

農 地 等			備 考
件 数	面 積	価 格	
24 件	5.2 ha	99,000 千円	令和6年度からの繰越 3件、0.7ha 21,600千円

(3) 就農支援資金貸付事業

ア 就農支援資金の債権管理

県知事が就農計画を認定した者に対し、これまでに貸し付けた資金の回収を行う。

就農支援資金 170,000 円 （農家貸付金残高 170,000 円）

イ 和歌山県就農支援資金貸付金の返済

就農支援資金等を貸し付けるために和歌山県から借り入れた資金の返済を行う。

就農支援資金 5,452,000 円 （長期借入金残高 30,532,000 円）

(4) 青年農業者等就農促進事業

就農希望者への助言や情報提供を行うとともに、青年農業者の資質向上を図る。

ア 就農相談活動の実施

イ 就農啓発活動の実施

(ア) 就農相談会の実施、参加

(イ) 青年農業者等が共同して行う農業技術の研究等に対する支援の実施